

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 54 年 1 月から 56 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 51 年 10 月から 56 年 9 月まで
③ 平成 11 年 8 月から同年 12 月まで
④ 平成 12 年 8 月及び同年 9 月

自営業を始めた昭和 42 年 7 月頃から、妻と一緒に町内会集金で国民年金保険料を納付してきたはずである。町内会集金が行われなくなってからは、金融機関で保険料を納付したと思う。

国民年金に加入後はきちんと国民年金保険料を納付しており、未納期間は無いはずなので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和 52 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 54 年 1 月から 56 年 9 月までの期間については、申立人から提出された昭和 52 年及び 54 年から 56 年までの確定申告書（控）の社会保険料控除の欄には、1 年間に支払ったとする国民年金保険料が記載されており、その金額は、一人分又は二人分に相当する当時の年間の国民年金保険料額と一致している。

また、当該確定申告書（控）は、記載内容に不自然な点はみられず、申立期間当時に作成されたものであることがうかがえる。

さらに、申立人が当時居住していた地区の自治会長は、「時期等は明確でないものの、当町内会において国民年金保険料を集金していたことがある。」と回答しており、申立人が主張する納付方法に不自然さはみられない。

一方、申立期間②のうち、昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 12 月までの期間については、申立人は当該期間に係る確定申告書（控）は無いとしている上、一緒に国民年金保険料を納付していた

とするその妻についても当該期間は未納となっており、ほかに納付をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 8 月頃にその妻と連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、当該期間の多くは、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人については、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、特例納付等により遡って納付した事情もうかがえない。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻についても、申立期間①は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③及び④については、申立人から提出された平成 11 年及び 12 年の確定申告書（控）の社会保険料控除の欄には、一人分に相当する年間（12 か月分）の国民年金保険料の金額が記載されている。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③及び④の前後 8 か月間の国民年金保険料を平成 13 年度及び 14 年度に過年度納付していることが確認できるなど、本来、当該期間に係る確定申告書に記載されるべき社会保険料控除額は、12 か月分の保険料額より低額になると考えられることから、当該確定申告書（控）に記載された同控除額は、実際に納付された国民年金保険料額であったとは認め難い。

また、申立人は、申立期間③及び④に係る国民年金保険料の納付場所等を明確には覚えていない上、当該期間の一部については、その妻も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 54 年 1 月から 56 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 63 年 3 月まで
私が 20 歳になったときに両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間の納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとするその母親は、当時の状況を明確には覚えていないため、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況の詳細は不明である上、申立期間は5年5か月と長期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年5月頃にその妹（2人）と連番で払い出されていることが確認できる上、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われたものと考えられ、申立期間当時は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の母親は、申立人の妹（2人）についても20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと思うと回答しているものの、いずれも20歳になったときから昭和63年3月までの納付記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 4 月まで

昭和 59 年 3 月に勤めていた会社を辞め、同年 4 月頃に母親が国民年金の加入手続を行い、その保険料も母親が両親の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたのに、年金記録では未納期間となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は、区役所で加入手続をしたはずとしているものの、加入手続の時期、保険料の納付場所、納付金額及び納付方法等について明確に記憶していないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 6 年 12 月頃に A 町（現在は、B 市）において払い出されたことが確認できる上、これより前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その際に資格取得日を昭和 59 年 4 月 1 日とする事務処理が行われたものとみられる。

さらに、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る国民年金加入記録は、平成 6 年 12 月 20 日に追加処理されたものであることが確認でき、申立期間当時は未加入期間であり、申立人の母親は、当該期間の保険料を納付することができなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 226 (事案 97 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 40 年 6 月までの期間及び 41 年 3 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月から 40 年 6 月まで
② 昭和 41 年 3 月から 49 年 3 月まで

申立期間①について、昭和 39 年 8 月に会社を辞めてから次の会社に就職するまでの間、母親が国民年金の加入手続をし、町内の集金人である親類の A 氏に保険料を納付していた。

申立期間②について、昭和 41 年 2 月に会社を辞めてからも同様に、母親が国民年金の加入手続をし、町内の集金人である親類の A 氏に国民年金保険料を納付していた。妻が 20 歳になった 43 年*月からは、自分が妻の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を同氏に納めてきた。

町内の集金人である A 氏に国民年金手帳を預かってもらい、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっている。

平成 21 年 6 月 10 日付けで申立期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、その後、新たな事情として、申立期間当時の状況を証言できる者と関係資料を提示するので再審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 10 月頃に、その妻と連番で払い出されたと推察され、この時点では、申立期間①の全期間及び申立期間②のうち少なくとも 41 年 3 月から 47 年 3 月までの保険料は特例納付又は過年度納付の対象となるため、町内会等の納付組織を通じて納付することはできないこと、及び申立人は、申立期間①及び②において町内の集金人である親類 (A 氏) に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、B 市役所の回答及び同市から提出された資料により、A 氏が集金人に就任したのは 48 年 4 月 1 日と推察され、申立期間①の全期間及び申立期間②のうち 41 年 3 月から 48 年 3 月までの期間については、同氏を通じて国民年金保険料を納付することはできなかつたと推認されることな

どから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな事情として、上記集金人が申立期間当時に集金を行っていたとする証言者の氏名、当該証言者が国民年金保険料を納付していたことを示す資料、及び上記集金人に対する B 市長からの感謝状（写し）を提示したが、i) 当該証言者から聴取したところ、「A 氏は、昭和 37 年から町内の集金担当者であったと当時の近隣の人から聞いた。」としており、当該近隣者は、「A 氏は、最初は国民健康保険の集金係をしており、その後、国民年金の集金係をしていたが、いつから国民年金の集金係をしていたかは覚えていない。」と証言していること、ii) 当該証言者が国民年金保険料を納付していたことを示す資料については、当該証言者が昭和 47 年度から 49 年度までの保険料を現年度に納付していることは確認できるものの、上記集金人により納付したのかどうか特定できないこと、iii) 上記集金人に対する B 市長からの感謝状については、贈呈された年が既に B 市から提出された資料の記録と一致しており、この資料によると、前述のとおり、上記集金人が就任したのは昭和 48 年 4 月 1 日であると推察されることから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 227 (事案 99 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 12 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月から 49 年 3 月まで

昭和 43 年*月に結婚し、同年*月に 20 歳になった時に、夫が私の国民年金の加入手続をし、町内の集金人である親類の A 氏に国民年金保険料を納付していた。

A 氏に国民年金手帳を預ってもらい、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

平成 21 年 6 月 10 日付けで申立期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、その後、新たな事情として、申立期間当時の状況を証言できる者と関連資料を提示するので再審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 10 月頃に、その夫と連番で払い出されたと推察され、この時点では、申立期間のうち少なくとも 43 年 12 月から 47 年 3 月までの保険料は特例納付又は過年度納付の対象となるため、町内会等の納付組織を通じて納付することはできないこと、及び申立人は、申立期間において、町内の集金人である A 氏に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、B 市役所の回答及び同市から提出された資料により、A 氏が集金人に就任したのは 48 年 4 月 1 日と推察され、申立期間のうち、43 年 12 月から 48 年 3 月までの期間については、同氏を通じて国民年金保険料を納付することはできなかつたと推認されることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな事情として、上記集金人が申立期間当時に集金を行っていたとする証言者の氏名、当該証言者が国民年金保険料を納付していたことを示す資料、及び上記集金人に対する B 市長からの感謝状(写し)を提示したが、i) 当該証言者から聴取したところ、「A 氏は、昭和 37 年から町内の集金担当者であったと当時の近隣の人から聞いた。」としており、当該近隣

者は、「A氏は、最初は国民健康保険の集金係をしており、その後、国民年金の集金係をしていたが、いつから国民年金の集金係をしていたかは覚えていない。」と証言していること、ii) 当該証言者が国民年金保険料を納付していたことを示す資料については、当該証言者が昭和47年度から49年度までの保険料を現年度に納付していることは確認できるものの、上記集金人により納付したのかどうか特定できないこと、iii) 上記集金人に対するB市長からの感謝状については、贈呈された年が既にB市から提出された資料の記録と一致しており、この資料によると、前述のとおり、上記集金人が就任したのは昭和48年4月1日であると推察されることから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 40 年 1 月 15 日まで
昭和 39 年 8 月から A 社に勤務し、同年 10 月に B 大会の開会式を同社の屋上から見た。厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、事業主は、申立人の資格取得日を昭和 40 年 1 月 15 日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

また、A 社は、「申立人に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、当時の事情を知っている者はいないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料控除について不明。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚（1 人）は、既に死亡している上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立期間に厚生年金保険被保険者記録があり連絡先が判明した元同僚 5 人に照会したものの、いずれも申立人のことを覚えておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。